

2010年7月

留学生の皆さんへ

国際交流サービスオフィス

### 資格外活動許可申請について

「留学」の在留資格では、就労が認められていないため、留学生がアルバイトをする場合には、資格外活動許可を得る必要があります。2010年7月1日から、資格外活動許可の申請については下記のとおりとなります。

1. 「留学」の在留資格を持つ留学生は、許可は一律1週について28時間以内となります  
(大学の学則で定める長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内)

(注) 現在、1週14時間以内の許可を得ている留学生(専ら聴講による研究生又は聴講生)は、28時間以内の許可を得たい場合は、再度申請が必要となります。

2. 申請時に、入国管理局への「副申書」の提出は不要となります。従って「副申書発行願」及び「副申書別記」も不要となります。

\* 本人申請の場合、留学生は国際交流サービスオフィスで「副申書」を入手する必要はなくなります。直接入国管理局へ「資格外活動許可申請書」を提出してください。「外国人登録証明書」及び「パスポート」を持参すること。

\* 申請取次の場合、「資格外活動許可申請書」「外国人登録証明書のコピー」及び「パスポートのコピー」を所属学部・大学院等の事務室に決められた締切日までに提出してください。締切日の30日に、国際交流サービスオフィスにパスポートを持参すること。

3. 大学との契約に基づいて報酬を受けて行う教育・研究を補助するティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントについては、資格外活動許可を受ける必要はありません。

#### <アルバイトをする際の注意点>

アルバイトは、公序良俗に反しないものに限り、風俗営業やその関連営業の仕事はできません。

1. 無許可でアルバイトを行っていることが発覚した場合、退去強制や罰則(3年以下の懲役・禁固・300万円以下の罰金、又はこれらの併科)の対象となります。
2. 許可された条件に違反した場合、許可が取り消されることがあります。
3. 休学期間中にはアルバイトはできません。